

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答申第56号)

平成31年3月12日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書非公開決定について、請求のあった公文書を保有しているとは認められないため、実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

平成30年6月4日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「2018年5月10日の大津市自治連合会の総会に、公務で参加した市職員が受け取った大津市自治連合会の総会資料」と記載して、公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成30年6月20日、実施機関は、「平成30年5月10日開催の大津市自治連合会総会に、市職員は出席しておらず、請求のあった公文書は取得していないので存在しないため。」との理由を付して非公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年8月8日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取消しを求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載内容によれば、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求人が総会の会場に行ったところ、総会が終了した時間に自治協働課職員を総会会場前の廊下で目撃したため、総会中に自治協働課職員は会場付近にいたと思われる。総会資料を受け取れる状況だったにもかかわらず、総会資料を受け取らないとの対応はありえない。
- 2 会場前の廊下にいた職員は、総会後の自治連合会との宴会の手伝いに公務で参加していたと釈明している。会場にいたにもかかわらず、総会には出席せず、その後の宴会の手伝いだけを公務でしていたことになる。自治連合会は任意団体であり、市民全体の奉仕者たるべき公務員としてふさわしい行動とはいえない。
- 3 宴会には、越市長ら幹部16人が公務で出席している。主たる理由は意見交換であるが、

総会資料も入手せず、どのように意見交換ができるのか疑問である。

- 4 大津市の市政協力を求め公共的な団体として優遇している自治連合会の総会が行われた会場にしながら、総会に参加していなかったから総会資料を受け取っていないという説明をしている。その場にながら、会場に入らなかったから公文書として持っていないという説明は、公務員の仕事をしていないのに等しいと思う。
- 5 大津市が自治連の総会資料を保管せず、非公開にし続けてきたことについては、毎年、私が、情報公開制度の根幹にかかる「市民への説明責任の放棄」だと指摘してきた。大津市情報公開・個人情報保護審査会も平成29年3月、答申第42号で「保有することが望ましい」と意見をしたにもかかわらず、大津市市民部は、こうした市民らの批判や審査会からの意見を全く顧みず、今年度も少なくとも職員3人が総会会場にしながら、またその直後の宴会には越市長ら16人の幹部が出席していながら、「総会に参加していないので、資料は受け取っていない」と非公開理由で述べている。大津市情報公開・個人情報保護審査会は、大津市の情報公開条例の目的を推進するために存在している。しかし、大津市は答申の意見を無視している。
- 6 他都市では、総会資料を保有するのは、当たり前という話である。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容によると、概ね次のとおりである。

自治連合会総会に出席しておらず当該文書を取得していないため、本市では保有していない。

第6 当審査会の判断理由

1 公文書の存否について

本件審査請求の対象となっている公文書は、平成30年5月10日に開催された大津市自治連合会総会に公務で参加した市職員が受けとった総会資料である。実施機関によると、市職員は総会に参加していなかったとのことであり、このことは現場に居合わせた審査請求人も知るところである。市職員が総会に参加していないため、総会に参加した市職員が受けとった総会資料が存在しないことは明らかである。

なお、審査請求人は、当審査会の答申を引いて、市職員が自治連合会の総会に出席し、総会資料を取得すべきであると主張するので、この点について付言する。

当審査会は、総会資料の取得については、類似案件の大津市情報公開・個人情報保護審査会答申(答申第42号)で、以下のように意見を付した。

「平成28年度補助金交付申請書に添付された事業計画書には総会の記載があるものの、その記載からは総会の内容を確認することは困難であることが認められる。しかし、これをもって補助金交付申請処理との関係において総会議案書の添付を求めることなく、したがってこれを保有していない自治協働課の事務処理を直ちに不適切なものと評価することはできない。もっとも、大津市自治連合会運営補助金交付基準(平成26年4月1日施行、平成

28年4月1日一部改正)において大津市自治連合会に対する補助対象経費の一に総会の事務経費が挙げられていることに照らすと、市職員が公務として出席し取得した総会議案書は、補助事業として総会が行われたことを証する資料として保有することが望ましい。」

上記意見は、市職員が自治連合会の総会に出席しており、総会後に提出された補助金交付申請書に総会議案書そのものの添付がなく、議案書の一部のみが添付されていたため、総会の議案書を保有していないという前提条件の下で付したものである。

平成30年5月10日に開催された総会については、実施機関の説明によれば、自治連合会からの出席の要請がなかったために、市職員は出席をしなかったところ、自治連合会が総会後に補助金交付申請書の添付書類として提出したことから、実施機関において総会議案書を取得し、現に保有するに至った。

自治連合会の総会に市職員の出席を要請するか否かは、市から独立した団体である自治連合会の自主的判断に基づくものであるから、当審査会がその当否を判断することはできない。

また、実施機関においては、交付申請書に添付を求めれば、総会議案書を取得することができるから、総会に出席しなくとも、そのことにより補助事業に対する監督に直ちに支障が生ずるものでもない。

したがって、当審査会としては、審査請求人の上記主張に首肯することはできない。

2 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 9月12日	諮問書の受理
平成30年12月13日	審査請求の概要説明
平成31年 1月10日	審議
平成31年 2月14日	審議
平成31年 3月12日	答申